



2023年7月24日

各 位

会 社 名 株式会社サカイホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 朝田 康二郎
(コード番号 9446 東証スタンダード)
問 合 せ 先 総務部 I R 広報グループ
(TEL. 052-262-4748)

2022年12月2日付改善状況報告書及び役員選任基準制定に関するお知らせ

当社が2022年12月2日付にて東京証券取引所へ提出し、同日付でお知らせしました「改善状況報告書」24頁～25頁に記載する「②役員体制の再整備」の【実施・運用状況】について、下記のとおり変更し、2023年7月24日までの改善状況についてお知らせします。

上記【実施・運用状況】に記載の当社グループ「役員選任基準」は、「2023年6月末日までに策定する」としていましたが、2022年12月に当社の社外監査役、2023年3月にグループ会社の代表取締役、同年6月にグループ会社の代表取締役及び当社の取締役が辞任し、その補充、選任などの役員体制の整備を優先したため、本日開催の取締役会において、決議することとなりました。

本日決議の「役員選任基準」について、別紙のとおりお知らせします。

記

1. 変更点

【変更前】変更は下線部

②役員体制の再整備

2022年12月2日付改善状況報告書に記載した【実施・運用状況】

社外取締役が代表取締役会長に就任（2022年3月）するとともに、2022年6月までに、内部統制システムの構築の責任者であるSHD代表取締役社長及びSHD管理部門担当取締役は子会社を含むSHDグループの一切の役職から退き、また、本件不正会計が行われたCPSの経営体制は、2022年6月までに、共同代表2名、監査役2名の体制とし、グループの内部統制を適正化し、コーポレート・ガバナンスを強化していく体制を整備いたしました（監査役2名はSHD監査役と兼任しておりますが、重要な子会社であるCPSには知識と経験を有する専任の監査役を選任する必要があると考え、既に専任監査役の候補者が決定しており、2022年12月の定時株主総会を経て専任監査役1名の体制となる予定です。）。

2022年3月以降、SHD会長は集中再生プロジェクトチームのリーダーとして、組織再編、ルールの見直し、体制整備等、集中的にガバナンス改革を進めてまいりましたが、2022年11月15日に、SHD会長はSHD社長として、組織内への浸透・徹底、より効果

的な仕組みへの軌道修正等、より現場に近いところで業務執行の陣頭指揮をとってまいります。

また、SHD管理部門担当取締役については、顧問公認会計士を取締役に登用することとしました（2022年12月のSHD定時株主総会に付議）。さらに、管理部門副担当の執行役員を配置することで管理部門全体の体制強化を図ります（2022年12月）。なお、SHDグループの役員として「必要なもの」「あるべき姿」とは何か、役員の選任基準を明確にしていくことも課題であると認識しており、今後、指名報酬諮問委員会で、SHDグループの役員の要件、資質等に関する議論を重ね、選任基準を策定してまいります。（SHD人財戦略部が事務局となり、2023年6月末までに策定することとします。）

【変更後】

一部省略

なお、SHDグループの役員として「必要なもの」「あるべき姿」とは何か、役員の選任基準を明確にしていくことも課題であると認識しており、今後、指名報酬諮問委員会で、SHDグループの役員の要件、資質等に関する議論を重ね、選任基準を策定してまいります。（SHD人財戦略部が事務局となり、2023年7月24日に制定しました。）

2. 2023年7月24日までの実施・運用状況について

2023年5月31日にSHD臨時株主総会を開催し、同総会における決議及び同株主総会終了後開催のSHD取締役会における決議により、新任取締役2名、新任監査役1名が選任され(漆原秀一氏は同日退任)、新たな役員体制となりました。

変更前	変更後
代表取締役社長 朝田 康二郎	代表取締役社長 朝田 康二郎
取締役 漆原 秀一	取締役 宮田 圭一郎
社外取締役 片山 義浩	社外取締役 片山 義浩
常勤監査役 櫻井 裕美	社外取締役 鮑 俊
社外監査役 後藤 康史	常勤監査役 櫻井 裕美
社外監査役 尾関 信也※	社外監査役 後藤 康史
	社外監査役 伊東 祐介

※2022年12月23日付辞任、権利義務監査役

不在となっていたSHD管理部門担当の専任役員は新任取締役の宮田圭一郎氏が担当します。また、コーポレート・ガバナンスコード（原則4-8）に照らして1名不足していたSHD独立社外取締役は鮑俊氏が社外取締役に選任され、独立役員に指定され、充足しました。なお、2022年12月23日付で辞任し権利義務監査役となっていたSHD社外監査役1名は、上記臨時株主総会において、伊東祐介氏が社外監査役に選任され、監査役会の欠員が解消されました。

その他、SHD社長による子会社社長（会長）の兼務体制は、以下のとおり解消しました。

子会社	今後の方針
SKI	モバイル通信事業の事業環境が厳しくなる中、長期にわたり代表を務めた酒井俊光氏が昨年末に急遽退任したことにより、リーダーシップを発揮できる経営人材が不足している状況を踏まえ、当面は、SHD社長がSKI社長を兼務するが、2024年9月末までに代表取締役を退任する方針。今後、キャリアの信頼を得ながら、後任となるプロパーの経営人材を育成していく。
CPS	2023年3月31日に前社長が一身上の都合により辞任したため、2023年5月31日まで会長(SHD社長)が単独の代表者として業務を指揮しましたが、2023年6月1日に臨時取締役会を開催し、取締役宮田圭一郎氏を代表取締役に選定し、会長（SHD社長）とともに共同代表-2名体制としました。
SKI開発	2023年6月5日に臨時株主総会を開催し、SHD社長は取締役を退任し、新たな代表取締役を選定しました。

また、グループ子会社で専任監査役が不在であったSKIMにおいて（CPS、SKIは2022年12月に就任済）、2023年6月5日に臨時株主総会を開催し専任監査役を選任しました。

なお、2022年12月2日付改善状況報告書に記載の役員の選任基準は、指名報酬諮問委員会の事務局である人財戦略部で議論のたたき台を作成すべく、データ収集を進めていましたが、2022年12月23日にSHD社外監査役1名が辞任し監査役会が欠員状態となり、2023年3月にCPSの代表取締役、2023年6月にSKIMの代表取締役及びSHDの取締役が辞任となった為、その補充、選任への対応を優先しました。2023年5月31日開催のSHD臨時株主総会で取締役、社外取締役、社外監査役が選任され役員体制が整ったことから、指名報酬諮問委員会でのSHDグループの役員選任基準の議論を再開し、2023年7月24日に制定しました。

(別紙)

役員選任基準
(2023年7月24日制定)

株式会社サカイホールディングス

当社グループは、取締役および監査役を選任するにあたっては、以下に定める選任基準に従います。

取締役候補者は指名報酬諮問委員会の構成で厳格な審査に基づいて、取締役会で決定されます。監査役候補者は監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定されます。その後、それぞれの候補者を株主総会の議案として提出します。

1. 取締役選任基準

- (1) 人格・見識に優れ、高い倫理観を有し、心身ともに健康であること。
- (2) 遵法精神に富んでいること。
- (3) 取締役としての責務・役割を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること。
- (4) 当社グループの中長期的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有すること。
- (5) 全社的で中立な見地から、公正な判断を行うことができ、リスクマネジメント能力を有すること。
- (6) 当該候補者が選任されることで、取締役選任者の知識・経験・専門能力のバランスがとれること。

2. 監査役選任基準

- (1) 人格・見識に優れ、高い倫理観を有し、心身ともに健康であること。
- (2) 遵法精神に富んでいること。
- (3) 豊富な経験を踏まえ、全社的な見地で、中立的・客観的な視点から監査をすることができること。
- (4) 取締役からの独立性が確保され、公正不偏の態度を保持できること。
- (5) 在任期間において、役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること。

3. 社外取締役選任基準

- (1) 別に定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていること。
- (2) 次に定めるいずれかの事項に該当すること。
 - ① 経営全般に関して相当の知見を有し、経営者としての豊富な経験があること。
 - ② 財務及び会計に関して相当の知見を有し、その分野において豊富な業務経験があること。
 - ③ 法務全般に関して相当の知見を有し、その分野において豊富な業務経験があること。
 - ④ その他、当社の経営戦略に照らして必要な知識・経験・専門能力を有すること。

4. 社外監査役選任基準

- (1) 別に定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていること。
- (2) 次に定めるいずれかの事項に該当すること。
 - ①経営全般に関して相当の知見を有し、経営者としての豊富な経験があること。
 - ②財務及び会計に関して相当の知見を有し、その分野において豊富な業務経験があること。
 - ③法務全般に関して相当の知見を有し、その分野において豊富な業務経験があること。
 - ④その他、監査役としての役割・責務を果たすために必要な知識・経験・専門能力を有すること。

以上

(別紙)

社外役員の独立性基準
(2023年7月24日制定)

株式会社サカイホールディングス

当社グループの社外役員は、以下のいずれの基準にも該当しない場合のみ、その独立性を有していると判断するものとする。

1. 当社グループを主要な取引先とする者
2. 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
3. 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
4. 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
5. 当社グループの主要株主である者
6. 当社グループの主要株主である会社等の法人の業務執行取締役その他の業務執行者である者
7. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
8. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
9. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
10. 当社グループの取締役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者
11. 上記1. ～10. に過去10年間において該当していた者
12. 上記10. ～11. に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族

※当社グループ … (株) サカイホールディングス及びその子会社をいう

※主要な取引先 … 直近事業年度において当社または当社の子会社から年間連結売上高の10%以上の支払いを受けた取引先

※主要株主 … 当社総議決権の10%以上の議決権を保有する株主をいう

※一定額 … 年間10,000千円

以上